

令和6年 恵庭市議会第1回定例会議事日程表（3月18日）

1. 日 程

日程	議案番号	件名	摘要
29	審査報告第2号	総務文教常任委員会付託案件審査報告 陳情第1号 女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准に向けた環境整備を求める意見書の提出を求める陳情書	
30	審査報告第3号	厚生消防常任委員会付託案件審査報告 議案第7号 恵庭市ケアラー支援条例の制定について 請願第1号 加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的助成制度を求める請願書	
31	審査報告第4号	予算審査特別委員会付託案件審査報告 議案第17号 令和6年度恵庭市一般会計予算 議案第18号 令和6年度恵庭市国民健康保険特別会計予算 議案第19号 令和6年度恵庭市後期高齢者医療特別会計予算 議案第20号 令和6年度恵庭市介護保険特別会計予算 議案第21号 令和6年度恵庭市土地区画整理事業特別会計予算 議案第22号 令和6年度恵庭市土地取得事業特別会計予算 議案第23号 令和6年度恵庭市墓園事業特別会計予算 議案第24号 令和6年度恵庭市駐車場事業特別会計予算 議案第25号 令和6年度恵庭市水道事業会計予算 議案第26号 令和6年度恵庭市下水道事業会計予算	
32	議案第27号	恵庭市固定資産評価審査委員会条例の一部改正について	即決
33	議案第28号	恵庭市介護保険条例の一部改正について	〃
34	議案第29号	恵庭市指定地域密着型サービス事業に関する基準を定める条例等の一部改正について	〃
35	議案第30号	恵庭市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営基準等に関する条例の一部改正について	〃
36	議案第31号	和解及び損害賠償額の決定について	〃
37	議案第32号	令和5年度恵庭市一般会計補正予算（第9号）	〃
38	議案第33号	恵庭市議会委員会条例の一部改正について	(一括) 即決
39	議案第34号	恵庭市議会会議規則の一部改正について	
40	意見案第1号	女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准に向けた環境整備を求める意見書	即決
41		閉会中の各常任委員会・議会運営委員会所管事務調査について	

審査報告第2号

総務文教常任委員会付託案件審査報告

本定例会において付託された案件について、委員会は審査の結果、次のとおり決定したので報告します。

令和6年3月18日

総務文教常任委員会委員長 小橋 薫

恵庭市議会議長 長谷文子様

1. 審査の結果

- (1) 陳情第1号 女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准に向けた環境整備を求める意見書の提出を求める陳情書

本案件は、採択すべきものと決定したので報告します。

審査報告第3号

厚生消防常任委員会付託案件審査報告

本定例会において付託された案件について、委員会は審査の結果、次のとおり決定したので報告します。

令和6年3月18日

厚生消防常任委員会委員長 宮 利 徳

恵庭市議会議長 長 谷 文 子 様

1. 審査の結果

(1) 議案第7号 恵庭市ケアラー支援条例の制定について

本案件は、原案のとおり可決すべきものと決定したので報告します。

(2) 請願第1号 加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的助成制度を求める請願書

本案件は、さらに審査の必要があるため、継続審査としたいので承認を願います。

審査報告第4号

予算審査特別委員会付託案件審査報告

本定例会において付託された案件について、委員会は審査の結果、次のとおり決定したので報告します。

令和6年3月18日

予算審査特別委員会委員長 小橋 薫

恵庭市議会議長 長谷文子様

1. 審査の結果

- (1) 議案第17号 令和6年度恵庭市一般会計予算
- (2) 議案第18号 令和6年度恵庭市国民健康保険特別会計予算
- (3) 議案第19号 令和6年度恵庭市後期高齢者医療特別会計予算
- (4) 議案第20号 令和6年度恵庭市介護保険特別会計予算
- (5) 議案第21号 令和6年度恵庭市土地区画整理事業特別会計予算
- (6) 議案第22号 令和6年度恵庭市土地取得事業特別会計予算
- (7) 議案第23号 令和6年度恵庭市墓園事業特別会計予算
- (8) 議案第24号 令和6年度恵庭市駐車場事業特別会計予算
- (9) 議案第25号 令和6年度恵庭市水道事業会計予算
- (10) 議案第26号 令和6年度恵庭市下水道事業会計予算

本各案件は、原案のとおり可決すべきものと決定したので報告します。

議案第 33 号

恵庭市議会委員会条例の一部改正について

恵庭市議会委員会条例の一部を次のとおり改正することについて議決を求める。

令和 6 年 3 月 18 日提出

恵庭市議会議員 市川 慎二 前田 孝雄 野沢 宏紀
柏野 大介 武藤 光一

記

恵庭市議会委員会条例の一部を改正する条例

恵庭市議会委員会条例（昭和 48 年条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

現行	改正案
第 1 条～第 14 条（略）	第 1 条～第 14 条（略） <u>（開会方法の特例）</u> 第 14 条の 2 <u>委員長は、次に掲げる場合において、映像と音声の送受信により出席者の状態を相互に認識しながら通話することができる方法（以下「オンライン会議システム」という。）を活用した会議を開くことができる。</u> <u>（1） 災害の発生、感染症のまん延その他やむを得ない理由により会議の招集場所への参集が困難であると認める場合</u> <u>（2） 公務、疾病、看護、介護、出産、配偶者の出産補助、育児、忌引、災害その他やむを得ない理由により会議の招集場所への参集が困難である委員からオンライン会議システムを活用した会議の開会の求めがある場合</u>

現行	改正案
<p>(定足数) 第 15 条 (略)</p> <p>第 16 条～第 18 条 (略)</p> <p>(秘密会) 第 19 条 委員会は、その議決で秘密会とすることができる。 _____ _____ _____</p> <p>2 (略)</p> <p>第 20 条～第 30 条 (略)</p>	<p>(3) <u>前 2 号に掲げるもののほか、委員長が特に必要と認める場合</u></p> <p>2 <u>前項の場合において、委員は、オンライン会議システムにより会議への出席を希望するときは、あらかじめ委員長の許可を得なければならない。</u></p> <p>3 <u>オンライン会議システムを活用した会議の開会方法その他必要な事項は、議長が別に定める。</u></p> <p>(定足数) 第 15 条 (略)</p> <p>2 <u>前条第 2 項の規定により委員長の許可を得て会議に出席した委員は、前項、次条第 1 項及び第 29 条第 1 項の出席委員とする。</u></p> <p>第 16 条～第 18 条 (略)</p> <p>(秘密会) 第 19 条 委員会は、その議決で秘密会とすることができる。<u>ただし、秘密会とした会議においては、オンライン会議システムによる出席は認めない。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>第 20 条～第 30 条 (略)</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 3 4 号

恵庭市議会会議規則の一部改正について

恵庭市議会会議規則の一部を次のとおり改正することについて議決を求める。

令和 6 年 3 月 1 8 日 提出

恵庭市議会議員 市 川 慎 二 前 田 孝 雄 野 沢 宏 紀
柏 野 大 介 武 藤 光 一

記

恵庭市議会会議規則の一部を改正する規則

恵庭市議会会議規則（昭和 4 8 年議会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

現行	改正案
第 1 条～第 94 条（略）	第 1 条～第 94 条（略） <u>(出席委員に関する措置)</u> <u>第 94 条の 2 恵庭市議会委員会条例(昭和 48 年</u> <u>条例第 2 号)第 14 条の 2 第 2 項の規定により</u> <u>委員長の許可を得て、同条第 1 項に規定するオ</u> <u>ンライン会議システム(以下「オンライン会議</u> <u>システム」という。)により会議に出席した委員</u> <u>は、前条第 1 項、第 96 条、第 99 条、第 108</u> <u>条第 1 項、第 119 条第 2 項、第 137 条及び第</u> <u>138 条第 1 項の出席委員とする。</u>
第 95 条～第 116 条（略） (委員外議員の発言)	第 95 条～第 116 条（略） (委員外議員の発言)
第 117 条 委員会は、審査又は調査中の事件につ	第 117 条 委員会は、審査又は調査中の事件につ

現行	改正案
<p>いて、必要があると認めるときは、委員でない議員に対し<u>その</u></p> <hr/> <p>_____出席を求めて説明又は意見を聞くことができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>(委員長の発言)</p> <p>第 118 条 委員長が、委員として発言しようとするときは、委員席に<u>つき</u>発言し、発言が終了後、<u>委員長</u>に復さなければならない。ただし、討論をしたときは、その議題の表決が終るまでは、委員長席に復することができない。</p> <p>第 119 条～第 128 条 (略)</p> <p>(不在委員)</p> <p>第 129 条 表決の際会議室にいない委員は表決に加わることができない。_____</p> <hr/> <p>_____</p> <p>第 130 条 (略)</p> <p>(起立による表決)</p> <p>第 131 条 委員長が表決をとろうとするときは、問題を可とする者を起立_____</p> <hr/> <p>_____させ、起立者_____</p>	<p>いて、必要があると認めるときは、委員でない議員に対し、<u>会議(オンライン会議システムを活用した会議を含む。第 142 条第 1 項において同じ。)</u>への出席を求めて説明又は意見を聞くことができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>(委員長の発言)</p> <p>第 118 条 委員長が、委員として発言しようとするときは、委員席に<u>着き</u>発言し、発言が終了後、<u>委員長席</u>に復さなければならない。ただし、討論をしたときは、その議題の表決が終るまでは、委員長席に復することができない。</p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、委員長がオンライン会議システムにより会議に出席した場合における同項の規定の適用については、同項中「委員席に着き」とあるのは「委員として」と、「委員長席に復さなければならない」とあるのは「委員長として議事進行を行わなければならない」と、「委員長席に復することができない」とあるのは「委員長として議事進行を行うことができない」とする。</u></p> <p>第 119 条～第 128 条 (略)</p> <p>(不在委員)</p> <p>第 129 条 表決の際会議室にいない委員は表決に加わることができない。<u>ただし、オンライン会議システムにより会議に出席した委員は、この限りでない。</u></p> <p>第 130 条 (略)</p> <p>(起立による表決)</p> <p>第 131 条 委員長が表決をとろうとするときは、問題を可とする者を起立<u>又は挙手(オンライン会議システムを活用した会議にあっては、挙手)</u>をさせ、起立者<u>又は挙手者(オンライン会議</u></p>

現行	改正案
<p>の多少を認定して可否の結果を宣告する。</p> <p>2 委員長が起立者の多少を認定しがたいとき又は委員長が起立者の多少を認定しがたいとき又は委員長の宣告に対して出席委員から異議があるときは、委員長は、記名又は無記名の投票で表決をとらなければならない。</p> <p>(投票による表決)</p> <p>第 132 条 委員長が必要があると認めるとき、又は出席委員から要求があるときは、記名又は無記名の投票で表決をとる。</p> <p>2 (略)</p> <p>第 133 条～第 136 条 (略)</p> <p>(簡易表決)</p> <p>第 137 条 委員長は、問題について異議の有無を会議にはかることができる。異議がないと認めるときは、委員長は、可決の旨を宣告する。ただし、委員長の宣告に対し、出席委員から異議があるときは、委員長は、起立_____の方法で表決をとらなければならない。</p> <p>第 138 条～第 141 条 (略)</p> <p>(紹介議員の委員会出席)</p> <p>第 142 条 委員会は、審査のため必要があると認めるときは、_____紹介議員の説明を求めることができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>第 143 条～第 168 条 (略)</p>	<p><u>システムを活用した会議にあっては、挙手者</u>の多少を認定して可否の結果を宣告する。</p> <p>2 委員長が起立者の多少を認定しがたいとき、<u>又は委員長の宣告に対して出席委員から異議があるときは、委員長は、記名又は無記名の投票で表決をとらなければならない。ただし、オンライン会議システムを活用した会議は、この限りでない。</u></p> <p>(投票による表決)</p> <p>第 132 条 委員長が必要があると認めるとき、又は出席委員から要求があるときは、記名又は無記名の投票で表決をとる。<u>ただし、オンライン会議システムを活用した会議は、この限りでない。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>第 133 条～第 136 条 (略)</p> <p>(簡易表決)</p> <p>第 137 条 委員長は、問題について異議の有無を会議にはかることができる。異議がないと認めるときは、委員長は、可決の旨を宣告する。ただし、委員長の宣告に対し、出席委員から異議があるときは、委員長は、起立<u>又は挙手(オンライン会議システムを活用した会議にあっては、挙手)</u>の方法で表決をとらなければならない。</p> <p>第 138 条～第 141 条 (略)</p> <p>(紹介議員の委員会出席)</p> <p>第 142 条 委員会は、審査のため必要があると認めるときは、<u>会議において</u>紹介議員の説明を求めることができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>第 143 条～第 168 条 (略)</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

意見案第1号

女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准に向けた環境整備を求める意見書

本事項の実現について地方自治法第99条の規定により意見書を提出したいので議決を求めます。

令和6年3月18日提出

恵庭市議会議員 市川 慎二 前田 孝雄 野沢 宏紀
柏野 大介 武藤 光一

(案文)

国連は1979年に政治、経済、社会などあらゆる分野で女性差別をなくすことを定めた「女子差別撤廃条約」を採択し、日本は1985年に批准しました。さらに1999年、条約の実効性を高めるため、個人通報制度と調査制度を認めた「女性差別撤廃条約選択議定書」が国連総会で決議・採択され、2000年に発効しました。

選択議定書は女性差別解消に重要な役割を果たすものですが、日本政府は「司法権の独立を侵す可能性がある」として、批准してきませんでした。しかし、2003年国連女性差別撤廃委員会でも、司法権の独立が侵されるおそれはないことを明確に指摘され、早期批准が勧告されています。現在、女性差別撤廃条約の締約国189か国のうち115か国が批准しています。

女性差別撤廃条約の締約国は、「女性に対する差別を撤廃する政策をすべての適当な手段により、かつ、遅滞なく追及することに合意」しています。しかし、世界経済フォーラムが2023年6月に発表した「ジェンダーギャップ指数」で日本は146か国中125位であり、内閣府男女共同参画局総務課は「先進国の中で最低レベル、アジア諸国の中で韓国や中国、ASEAN諸国より低い結果となりました」と指摘しています。国際的な水準にたつて、女性差別を解消するための手立てをとることは急務の課題です。

政府は第5次男女共同参画基本計画において、「諸外国のジェンダー平等に向けた取組のスピードは速く、我が国は国際的に大きく差を広げられている。まずは諸外国の水準に追いつけるよう、これまでの延長線上にとどまらない強力な取組を進め、法制度・慣行を含め、見直す必要がある」「選択議定書については、諸課題の整理を含め、早期締結について真剣な検討を進める」と明記しています。

よって政府に対し、国の司法制度や立法政策との関連課題等が早急に解決されるよう環境整備を進め、女性差別撤廃条約選択議定書を速やかに批准するよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和6年3月18日

北海道恵庭市議会

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、法務大臣、外務大臣、財務大臣、内閣府特命担当大臣（男女共同参画） 宛各通

閉会中の各常任委員会・議会運営委員会所管事務調査項目一覧表

令和6年3月18日

委員会名	調査事項	理由
総務文教常任委員会	—	
厚生消防常任委員会	—	
経済建設常任委員会	1. 企業誘致について 2. 人材確保計画の現状について	さらに精査を必要とするため
議会運営委員会	1. 議会の運営に関する事項について 2. 議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項について 3. 議長の諮問に関する事項について	〃